

## 地方税法の一部を改正する法律要綱

東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、平成二十四年度における固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置並びに個人住民税及び不動産取得税に係る特例措置を講ずることとし、次のとおり地方税法の一部を改正するものとする。

### 一 道府県民税及び市町村民税

1 居住用財産の買換えの特例等について、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、一定の要件の下、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から同日以後七年（現行三年）を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に延長するものとする。 （附則第四十四条の二関係）

2 居住用財産の買換えの特例等について、東日本大震災のため、その買換資産等を予定期間内に取得等を行うことが困難となった場合には、一定の要件の下、その予定期間を二年の範囲内で延長するものとする。 （附則第四十四条の三関係）

3 東日本大震災によりその有していた自己の居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができな

くなくなった納税義務者が住宅の再取得又は増改築等をした場合において所得税における東日本大震災に係る特例措置の適用を受けたときは、現行の個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除の対象とすること。（附則第四十五条関係）

## 二 不動産取得税

1 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地であると農業委員会等が認めるもの（以下「被災農用地」という。）の平成二十三年三月十一日における所有者（農業を営む者に限る。）等が、当該被災農用地に代わるものと道府県知事が認める農用地を取得した場合において、当該取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（附則

### 第五十一条関係）

2 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在していた農用地（以下「対象区域内農用地」という。）の同日における所有者（農業を営む者に限る。）等が、当該対象区域内農用地に代わるものと道府県知事が認める農用地を取得した場合において、当

該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（附則第五十一条関係）

3 道府県は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第十三号に掲げる業務により整備された工場又は事業場の用に供する家屋（市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡するものに限る。）を取得した場合において、当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り、その工場又は事業場の用に供する家屋について、非課税とする特例措置を講ずること。（附則第五十一条の二関係）

### 三 固定資産税及び都市計画税

1 津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画区域において、同法に規定する推進計画に基づき同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に新たに取得され、又は改良された津波対策の用に供する償却資産に対して課する固定資産税の課税標準を四年度分その価格の二分の一の額とする特例措置を講ずること。（附則第十五条関係）

2 津波防災地域づくりに関する法律の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間に締結された同法の規定による管理協定に係る同法に規定する協定避難施設の用に供する家屋のうち同法に規定する協定避難用部分に対して課する固定資産税の課税標準を五年度分その価格の二分の一の額とする特例措置を講ずること。（附則第十五条関係）

3 津波防災地域づくりに関する法律の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間に締結された同法の規定による管理協定に係る同法に規定する協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産（当該管理協定を締結した日以後に取得されるものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準を五年度分その価格の二分の一の額とする特例措置を講ずること。（附則第十五条関係）

4 東日本大震災に係る津波により区域の全部若しくは大部分において家屋が滅失し、若しくは損壊した区域又は浸水、土砂の流入その他の事由により、区域の全部若しくは大部分の土地について従前の使用ができなくなった区域として、市町村長により指定して公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十四年度に係る賦課期日において所在する家屋（次に掲げる平成二十四年度課税土地等及び平成二十四年度二分の一減額課税土地等を除く。）に対しては、市町村は、第三百四十二条又は第七百

二条第一項の規定にかかわらず、平成二十四年度分の固定資産税及び都市計画税を課さないものとする  
特例措置を講ずること。（附則第五十五条関係）

(一) 平成二十四年度課税土地等 当該公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十四年度に係る賦課期日において所在する家屋のうち、市町村長が、同日における当該土地又は家屋の使用状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における社会資本の復旧の状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における市町村による役務の提供の状況その他当該土地又は家屋に関する状況を総合的に勘案し、当該土地又は家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額を減額せず  
平成二十四年度分の固定資産税及び都市計画税を課することが適当と認める土地及び家屋として指定して公示したものをいう。

(二) 平成二十四年度二分の一減額課税土地等 当該公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十四年度に係る賦課期日において所在する家屋のうち、市町村長が、同日における当該土地又は家屋の使用状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における社会資本の復旧の状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における市町村による役務の提供の状況その他当該土

地又は家屋に関する状況を総合的に勘案し、当該土地又は家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額  
のそれぞれ二分の一に相当する額を当該土地又は家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額から減額  
して平成二十四年度分の固定資産税及び都市計画税を課することが適当と認める土地及び家屋として  
指定して公示したものをいう。

5 市町村は、平成二十四年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、4(一)に掲げる平成二十四年度二分  
の一減額課税土地等に係る固定資産税額及び都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該平成  
二十四年度二分の一減額課税土地等に係る固定資産税額及び都市計画税額から減額するものとする特例  
措置を講ずること。(附則第五十五条関係)

6 市町村長は、第四百十条第一項の規定により土地及び家屋の価格等を決定する日までに4(一)又は(二)に  
掲げる平成二十四年度課税土地等又は平成二十四年度二分の一減額課税土地等を指定して公示すると  
もに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならないものとする。 (附則第五十五条関係)

7 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して内閣総  
理大臣又は原子力災害対策本部長が平成二十五年三月三十一日までに市町村長又は都道府県知事に対し

て行った警戒区域設定指示、住民に対し避難のための立退き若しくは屋内への退避又は緊急時の避難のための立退き若しくは屋内への退避の準備を行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うこととの指示の対象となった区域（平成二十四年一月一日においてこれらの指示の対象でなくなった区域を除く。）のうち、住民の退去又は避難の実施状況、土地及び家屋の使用状況、市町村による役務の提供の状況その他当該区域内の状況を総合的に勘案し、土地及び家屋に対して平成二十四年度分の固定資産税及び都市計画税を課することが公益上その他の事由により不相当と認める区域を指定して公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならないものとし、市町村は、当該公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十四年度に係る賦課期日において所在する家屋に対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十四年度分の固定資産税及び都市計画税を課さないものとする特例措置を講ずること。（附則第五十五条の二関係）

8 市町村長は、平成二十三年度に課税免除の対象となった区域であつて7により平成二十四年度に課税免除の対象となった区域に該当しない区域のうち、住民の退去又は避難の実施状況、土地及び家屋の使用状況、市町村による役務の提供の状況その他当該区域内の状況を総合的に勘案し、土地及び家屋に係

る固定資産税額及び都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該土地及び家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額から減額して平成二十四年度分の固定資産税及び都市計画税を課することが適当と認める区域を指定して公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならぬものとし、市町村は、平成二十四年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、当該公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十四年度に係る賦課期日において所在する家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該土地及び家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額から減額するものとする特例措置を講ずること。（附則第五十五条の二関係）

9 市町村は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が平成二十三年五月二日から平成二十五年三月三十一日までの間に独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第十三号に掲げる業務により整備した工場又は事業場の用に供する家屋（市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡するものに限る。）に対して課する固定資産税及び都市計画税を非課税とする特例措置を講ずること。（附則第五十六条の二関係）

10 鉄道事業法に規定する鉄道事業者が、平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの



間に一定の政府の補助を受けて、東日本大震災により滅失し、若しくは損壊した車両等に代わるものと市町村長が認める車両等を取得し、又は東日本大震災により損壊した車両等を改良した場合における当該車両等に対して課する固定資産税の課税標準を十年度分その価格の三分の二の額とする特例措置を講ずること。（附則第五十六条の二関係）

11 解散前の日本国有鉄道清算事業団から無償で一定の鉄道施設の譲渡を受けた者又は解散前の日本鉄道建設公団から無償で一定の鉄道施設の譲渡を受けた者が、平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、平成二十三年度分の固定資産税について第三百四十九条の三第二十項の規定の適用を受けた家屋若しくは償却資産で東日本大震災により滅失し、若しくは損壊したものに代わるものと市町村長が認める家屋若しくは償却資産を取得し、又は平成二十三年度分の固定資産税について同項の規定の適用を受けた償却資産で東日本大震災により損壊したものを改良した場合における当該家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準をその価格の四分の一の額とする特例措置を講ずること。（附則第五十六条の二関係）

#### 四 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 前記三の1から3までの改正は津波防災地域づくりに関する法律の施行の日から、その他の改正は公布の日から施行すること。